

企 業 と 租 稅

一八六

増區又は増減區 每一件 金百圓

減區 每一件 金二十圓

六、探掘權の移轉

相續 每一件 金二十圓

相續以外の原因に因る移轉 每一件 金百圓

七、抵當權の設定

新規登錄 債權金額 千分の五・五

礦業法第三十五條第二項に基き爲したる承諾及協定に因る設定

每一件 金五圓

八、順位の變更に因る抵當權の變更

每一件 金十圓

九、抵當權の移轉

相續 每一件 金五圓

相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓

十、信託の登錄

每一件 金十圓

十一、共同礦業權者の脱退

每一件 金五圓

十二、滯納處分以外の原因に因る礦業權又は抵當權の處分の制限

債權金額 千分の四

- 十三、廢業に因る礦業權の消滅 每一件 金五圓
十四、抹消したる登錄の回復 每一件 金四十錢
十五、假登錄 每一件 金四十錢
十六、登錄の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
砂礦業の登錄（稅法第十五條）

一、砂礦權の設定

新規登錄 採取區域 河床は毎二里迄 其の他は毎二十萬坪迄 金十五圓

砂礦區合併 設定砂礦區每一箇 金三圓

二、砂礦權の變更

增區 採取區域 河床は毎二里迄 其の他は毎二十萬坪迄 金十五圓

減區 每一件 金一圓

但し増區と同時に爲す減區に付ては此の限に在らず。

三、砂礦權の移轉

相續 每一件 金五圓

相續以外の原因による移轉

每一件 金十五圓

四、抵當權の設定

新規登錄

砂礪區の合併又は分割の出願に付砂礪法に基き爲したる承諾又は協定による設定

每一件 金五圓

五、順位の變更による抵當權の變更

每一件 金十圓

六、抵當權の移轉

相續

每一件 金五圓

相續以外の原因による移轉

每一件 金十圓

七、信託の登錄

每一件 金五圓

八、滯納處分以外の原因による砂礪權又は抵當權の處分の制限

債權金額 千分の四

九、廢業による砂礪權の消滅

每一件 金一圓

十、抹消したる登錄の回復

每一件 金四十錢

十一、假登錄

每一件 金四十錢

十二、登錄の更正、變更又は抹消

每一件 金二十錢

漁業權、入漁權の登錄（稅法第十五條の二）

一、漁業權の移轉

相續

每一件 金一圓

二、漁業權の持分の移轉

每一件 金五十錢

三、入漁權の設定

每一件 金四十錢

四、入漁權の保存

每一件 金一圓

五、入漁權の移轉

每一件 金三十圓

六、入漁權の持分の移轉

每一件 金二十錢

相續

每一件 金二十錢

相續以外の原因による移轉

每一件 金二十錢

相續

每一件 金二十錢

企 業 と 租 稅

一九〇

相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五十錢

七、賃借権の取得

相續 每一件 金五十錢

相續以外の原因に因る取得 每一件 金二圓

八、先取特權の保存又は取得 債權金額又は工事費用清算金額 千分の五・五

九、抵當権の設定又は移轉

設定 每一件 金二十錢

相續 每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二圓

十、信託の登録 每一件 金二十錢

十一、競賣、強制管理の申立 債權金額 千分の五・五

十二、假差押、假處分 債權金額 千分の四

十三、抵當ある債権の差押 債權金額 千分の五・五

十四、滞納處分以外の原因に因る権利の處分の制限にして特に掲げざるもの

債權金額 千分の四

十五、抹消したる登記の回復 每一件 金四十錢

十六、假登録 同 金四十錢

十七、附記登録 同 金二十錢

十八、登記の更正、變更又は抹消 同 金二十錢

法、人合併に依る不動産又は船舶に關する権利の取得（税法第十六條）

不動産又は船舶の價格 千分の三

但し他の條項に依り算出したる税額が之より低きときは低き税額に依る。

其他の登録税

辯護士名簿登録（税法第七條）

一、新規登録 金二十圓

二、登録換 金十圓

三、取消の請求 金一圓

醫師、薬剤師、獸醫、蹄鐵工登録（税法第八條）

一、新規登録 金十二圓

醫師 金十二圓

藥劑師 金十二圓

蹄鐵工	金五圓
假開業醫師	金五圓
假免許獸醫	金三圓
假免許蹄鐵工	金一圓
每一件	金五十錢

海員登錄（稅法第九條）	每一件
一、新規登錄	
甲種船長	金十五圓
甲種一等運轉士	金十圓
甲種二等運轉士	金六圓
乙種船長	金十圓
乙種一等運轉士	金四圓
乙種二等運轉士	金三圓
丙種船長	金二圓
丙種運轉士	金六圓
機關長	金十五圓
一等機關士	金十圓
二等機關士	金六圓
三等機關士	金三圓
水先人	金二十圓

二、登錄事項の變更	每一件
甲種船長	金十五圓
甲種一等運轉士	金十圓
甲種二等運轉士	金六圓
乙種船長	金十圓
乙種一等運轉士	金四圓
乙種二等運轉士	金三圓
丙種船長	金二圓
丙種運轉士	金六圓
機關長	金十五圓
一等機關士	金十圓
二等機關士	金六圓
三等機關士	金三圓
水先人	金二十圓

納付手續

登錄稅は登録に關する書類に相當額の印紙を貼用して納付するものとす。(この場合登録官廳に於て消印を施すべく納稅者は消印を爲すべからざることに注意を要す。)

登錄稅額五百圓以上なるときは稅務署に申出で現金を以て納むることを得。

登錄稅は總て一錢以上とし、一錢未滿の端數は一錢として計算するものとす。

政府自己の爲にする登記又は登録、公共團體、公益法人、準公益法人等の法令に基く登記登録には登錄稅を免除す。

登錄稅の課稅標準額たる不動產の價格又は船舶の價格等は、登記申請者が相當價格を評價して申告するものなるも、登記所に於て之を不相當と認むときは、その價格を認定して之を登記申請者に告知す。登記申請者その認定を不當とするときは費用を豫納して評價人の評價を登記所に請求することを得、この請求ありたるとときは登記所は二人の評價人を選定しその價格を評定せしめ、その評價一致せざるときは平均價格に依り之を決す。評定價格が認定價格より多き時は認定價格に依り、申告價格より少き時は申告價格に依り、その中間なるときは評定價格を以て課稅標準額とするものとす。(申請人この評價に仍ほ不服あるときは、その告知を受けたる日より七日内に管轄地方裁判所に異議の申立を爲すことを得、この異議に對する裁判所の決定に對しては不

服を申立つるを得ざるものとす。)

評價人には旅費及手當を給す、評價に要したる費用は申請者の負擔すべきものとす、但し評定價格が申告價格を越えざる場合は負擔の要なし。

第二章 印紙税

財産權の創設、移轉、變更若くは消滅すべき證書、帳簿を作成する者及財產權に關する追認若くは承認を證明すべき證書を作成する者は、印紙稅を納むべきものとす。(稅法第一條) 即ち印紙稅は財產權の變動に際して生ずべき經濟交通に對して賦課する租稅なりとす。

稅率

左に掲ぐる證書、帳簿に關しては、證書は一通毎に、帳簿は一冊一年以内の附込に對して下記の通り印紙稅を納むべきものとす。

一、不動產、鐵道財團、軌道財團又は船舶の所有權移轉に關する證書	記載金高 五十圓以下のもの 五百圓以下のもの 一千圓以下のもの	二 三 二十錢
二、消費貸借に關する證書		
三、請負に關する證書	一萬圓以下のもの 一萬圓を超ゆるもの 記載金高なきもの	五十錢 一圓 三錢

- 四、運送に關する證書
- 五、傭船契約書
- 委任狀
- 約束手形
- 爲替手形

銀行預金證書

產業組合又は產業組合聯合會の發する貯金證書
產業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合の發する出資證券
船荷證券

運送貨物引換證

倉庫證券

保險證券

債券

相互保険會社の發する基金證券

株式申込證

社債申込證

地上權、永小作權又は地役權に關する證書

使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書

信託行爲に關する證書

無盡に關する證書

定款又は組合契約書

權利の變更に關する證書

追認又は承認に關する證書

物品切手

受取書

質權、抵當權に關する證書

前各號以外の證書

預金通帳

三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

前號以外の通帳

判取帳

五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

五十錢

船舶とは船舶法に依り登記を要する船舶を指稱し、小舟、端舟等を包含せすと解せらる。

消費貸借に關する證書 本項の所謂證書中には消費貸借の成立其のものを證明するものに限ると解すべし、

從つて辨済期限の延期、債務の免除、消滅及債務の保證書の如き之を包含せず。

請負に關する證書 所謂民法第六百三十二條に定むる請負に關するものとす。

運送に關する證書 運送に關すると雖傭船契約書、船荷證券、運送貨物引換證等の如く別に定むるものは除く。本項の證書は之等以外の運送契約證書を意味す。

傭船契約書 所謂傭船契約に關するもの也。特に説明の要なかるべし。

委任狀、約束手形、爲替手形 以上亦説明に及ばざるべし。

銀行預金證書 銀行に於ける預金の總てに關す。但し貯蓄銀行の積金證書に對しては別に免稅の規定あり。產業組合の貯金證書、產業組合聯合會等の出資證券 以上説明省略。

船荷證券 商法第六百二十條に規定するものとす。

運送貨物引換證 海上に於ける船荷證券に對する陸上運送の證券なり、商法第三百三十三條の規定する所とす。

倉庫證券 商法第三百五十八條に依り倉庫業者の發する預證券、質入證券の一とす。

保険證券 火災、運送、生命、海上等種々なる保険證券を含む。

株券 株主權を表示する證券なり。

債券 社債を表示する證券なり、但し貯蓄債券、復興貯蓄債券は夫々特別法に依り免稅せらる。

相互保険會社基金證券、株式申込證、社債申込證 説明を略す。

地上權、永小作權、地役權に關する證書 本項の證書亦、これらの權利の設定行爲に關するものののみを意味し、期限變更その他の附隨する證書は包含せざるものと解すべし。

使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金に關する證書 本項に包括的に掲ぐるもその別に規定するものは之に依るべきは勿論なりとす、假へば倉庫證券は寄託に屬するものなりと雖、別に定あるが如し。

信託行爲に關する證書 所謂信託契約證書なり。

無盡に關する證書 無盡契約證書なり。

定款又は組合契約書 會社及組合組織に就きその根本を定むる規定なり。

権利の變更に關する證書 権利の本質を變更することなくしてその態様を更むることを意味す、延期、辨済方法の變更等の如し。

追認又は承認に關する證書 財產權の追認又は承認に關するものとす。

物品切手 商品切手なり、記載金高一圓未満のものは別に免稅の規定あり。

受取書 記載金高十圓未満なるもの、營業に關せざるものは別に免稅の規定あり。

質權、抵當權に關する證書 質權、抵當權の設定を證明する證書とす。

前各號以外の證書 即ち以上に掲ぐる以外の證書にして財產權の創設、移轉、變更を證明すべき一切の證書

を包含す。

通帳、通帳は繼續して財産上の取引を爲す兩者間に於て其の取引關係を證明する爲め一方より相手方に交付するもの也。預金通帳と他の通帳とに依りて税率を區分す。但し産業組合、貯蓄銀行等の發する貯金通帳、質物通帳、勤務通帳の如きは別に免稅規定あり。

判取帳、金錢物品の支拂を證明する爲め多數の相手方に受領を記入せしむる帳簿也。

非課稅證書、帳簿

左に掲ぐるものは、印紙稅を納むることを要せざるものとす。(稅法第五條)

一、官廳又は公署より發する證書、帳簿

一、官廳又は公署に職を奉する者の職務上發する證書、帳簿

一、國庫金の取扱に關し發する證書

一、慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳又は公署に提出する證書

一、小切手

一、産業組合の發する出資證券若は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券

一、記載金高十圓未滿の約束手形及爲替手形

一、貯金通帳、積金通帳又は積金證書(貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發するものに限る)

- 一、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして其記載金高十圓未滿のもの
- 一、記載金高一圓未滿の物品切手
- 一、賣買仕切書
- 一、物品又は有價證券の賣買契約書
- 一、送 状

- 一、記載金高十圓未滿若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書
- 一、主たる債務の證書に併記したる擔保契約書
- 一、手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書
- 一、株券又は債券に記載したる譲渡の證明書
- 一、手形の引受及保證

一、手形又は證券の拒絶證書

一、手形又は證券の複本及謄本

一、農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券

一、質札又は質物通帳(質屋營業者の發するものに限る)

一、勤務通帳

一、乗車券、乗船券又は各種入場券

一、第四條第一號乃至第五號及第三十一號の證書にして記載金高十圓未満のもの

その他特別法の規定に依り免稅するもの左の如し

一、保管金の受渡に對する證書（保管金規則第四條）

一、國稅徵收法に依る差押物件の保管證（國稅徵收法第二十二條）

一、郵便爲替に關する書類（郵便爲替法第六條）

一、間接國稅犯則者處分法に依る差押物件の保管證（間接國稅犯則者處分法第七條）

一、貯蓄債券（貯蓄債券法第六條）

一、郵便貯金に關する書類（郵便貯金法第十七條）

一、簡易生命保險に關する書類（簡易生命保險法第三十二條）

一、健康保險に關する書類（健康保險法第六條）

一、復興貯蓄債券（復興貯蓄債券法第六條）

一、郵便年金に關する書類（郵便年金法第二十二條）

一、印紙稅法中產業組合聯合會に關する規定は產業組合中央金庫に準用せらる（產業組合中央金庫法第八條）

條

納稅手續

印紙貼用 印紙稅は證書、帳簿に印紙を貼用して納付するを通例とす。印紙を貼用する場合は證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書、帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべきものとす。

稅印押捺 印紙貼用を不便とする場合は、印紙稅に相當する現金を政府に納付して當該證書、帳簿に印紙稅額相當の稅印の押捺を受け印紙貼用に代ふことを得。

稅印の押捺を受けむとする者は、左記各稅務監督局又は稅務署に願出づべきものとす。

（稅務監督局）東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本

（稅務署）函館、小樽、上京、横濱、神戶、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、靜岡、濱松、姫路、岡山、佐賀、長野、新潟、長岡、足利、三重縣四日市、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、德島、高知、松山、福岡、小倉、大分、鹿兒島。

印紙を貼用せず又稅印押捺をも爲さざることは、證書、帳簿一篇毎に脫稅金額の二十倍の罰金又は科料（二十倍の金額が三圓に達せざるときは科料三圓とす）に處せらる。

第五編 消費稅及關稅

消費稅

わが國現行租稅制度に於て消費稅を課するもの及其の稅率左の如し。
酒造稅（清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎）

第一種 酒精分二十三度以下の濁酒

一石に付 三十六圓

第二種 酒精分二十三度以下の清酒

同 白酒

同 三十度以下の味淋

同 燒酎

一石に付 四十圓

第三種 酒精分四十五度以下の燒酎

一石に付 第二種の金額に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢を加へたる金額

第四種 酒精分二十三度を超ゆる清酒

同 潤酒

同 白酒

同 三十度を超ゆる味淋

同 四十五度を超ゆる焼酎

一石に付 酒精分一度毎に一圓八十錢

麥酒税

麥酒 一石に付 二十五圓

酒精及酒精含有飲料税

酒 精 一石に付 含有酒精分一度毎に一圓八十錢
酒精含有飲料 (但し一石に付四十二圓を下るを得ず)

清涼飲料税

第一種 玉ラムネ 壩詰のもの

一石に付 七圓

第二種 其他 壩詰のもの

一石に付 十圓

第三種 壩詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一疋に付三圓

砂糖消費税

一、砂糖

色相に依り五種に分ち(内第一種は更に甲、乙、丙の三に分つ)百斤に付一圓乃至十圓とす。

二、糖蜜

二種(各甲、乙として結局四に分つ)に分ち、百斤に付一圓乃至三圓とす。但第一種乙に在りては糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付八圓三十五錢の割合を以て算出したる金額とす。

三、糖水 百斤に付 七圓三十五錢

織物消費税
綿織物には課稅せず。

其他の織物は價格の十分の一。

骨牌税

麻雀 一組 三圓

企業と租税

二〇八

その他の骨牌 一組 五十錢

以上の課稅物件は之を製造する者又は製造場より引取る者に納稅義務を課す。製造の都度稅務官吏の検査を受くるもの又は毎月の製造高を申告するものあり。稅金は一定の納期を定むるもの、毎月納付するもの、その都度納付するものあり。今その概要を表示すれば左の如し。

稅目	納稅義務者	納稅義務確定の時期	納期
酒造稅	製造者	製造の時査定す	第一期 七月 第二期 十月 第三期 翌年二月 第四期 同三月
麥酒稅	同	同	同
酒精飲料稅	同	每月の製造場よりの移出高	同
含酒有機飲料稅	同	同	同
清涼飲料稅	同	同	同
砂糖消費稅	引取人	製造場、保税地域より引取る時	同
骨牌稅	製造者	同	但徴收猶豫三ヶ月
織物消費稅	同	同	二十四時間以内に印紙を貼用すべきものとす。

消費稅に付ては特に稅務官吏の嚴重なる検査監督を受くるを要し、その稅法違反に對しては間接國稅犯則者處分法に依り處分せらる。

消費稅は一般企業家にとりて何等の關係なしと雖、これらの課稅物件の、製造又は販賣を爲す場合は特に充分留意すべき也。

關稅

關稅も亦一の消費稅なり。然れども之が他の夫れと異なる特色は、他の租稅は大體に於て國家の財政的需要を充すをその第一義とするに拘らず、關稅には他の種々なる政策により左右せらるゝもの多く、國家の收入のみが必ずしも主目的に非ざることにして、同時に關稅が企業と重要な交渉を有つ所以なりとす。

素より關稅中にも國家の收入を充すを主目的とするものあり、所謂收入關稅之れ也。然れども關稅中には所謂保護關稅も亦尠からず、一國の關稅政策が保護の色彩の濃厚なるや否やは時の政治の方針に依りて必ずしも一定せず、現在のわが國の關稅亦必ずしも全然保護關稅主義を探るものとは云ふ可からず、然れども亦關稅の保護を全然顧みざるに非ず、その顯著なるものは木材、鐵等の如き之れ也。蓋し保護關稅とは内地に同種の產

業あり、外國品の輸入に依り之と競争に堪ふ能はざるもの保護するがために適當の税率の關稅を課して以て内地の産業を庇護するものにして、産業とは實に至重至大の關係に立つものとす。尤も關稅の保護の如きは内地の産業が未だ幼稚にして而も之を保護助長することに依りて將來發達の見込ある場合に限るべきものにして之を保護するも内地に於ては到底發達の見込なきが如き産業に對しても仍ほ保護の障壁を高くするが如きは徒に國民の負擔をして重からしむるに過ぎざるもの也、蓋し消費者たる一般國民にとりては關稅の障壁が高ければ高き程その負擔を轉嫁せらるべきを以て也。要之、關稅は一面に於て産業と重要な關係を有すると共に、他面に於ては一般國民に對し他の消費稅と同様の負擔を強ふるものなるを以てその間極めて緊密なる關係に立つものなりとす。

關稅の賦課徵收に關する手續は關稅法に依り規定せられ、その輸入税率は關稅定率法の定むる所に依る。關稅定率法に依れば、輸入品の種別は十七類約二千七百種に上り、その從價稅を課するもの約五百品目、從量稅を課するもの殆んど一千品目、而して無稅とせるもの二百品目弱なりとす。

その高價なるもの品種に依り價格の差著しきものの如きは從價稅（輸入品の價格に應じ、その幾%を賦課するもの）とし、價格の平均せるもの（品種に依り差異少きもの）の如きは從量稅（數量に應じ一定額を賦課するもの）とす。その無稅とせるものは國民の生活必需品にして内地産業と保護等の關係なきもの或は内地産業の原料品等の如きもの也。

噸 稅

噸稅は消費稅に非ずして交通稅也、唯關稅と併せて所謂海關稅に屬するを以て便宜爰に略說す。

噸稅とは外國貿易に從事する船舶が、日本の開港に入港したる際に課するものにして入港稅又は港灣使用稅とも云ふべきもの也。

入港毎に登簿噸數每一噸又は積石數每十石に付、五錢の割合を以て課す。但し一噸又は十石に付十五錢を一時に納付するときは其の港に於ては一ヶ年間噸稅を要せず。

第六編 地方税一班

地方税はその課稅權の所在に依りて府縣税(道を含む)、市町村税の二に分ち、その課稅方法に従ひ、附加税と獨立税(又、特別税とも稱す。)とに分つ。以下主なる地方税中その企業に關するものに付略説すべし。

第一章 獨立税

特別地税

特別地税とは國稅地租を免除する田畠に對し府縣税を賦課するものにして、即ち自作田畠地價二百圓未満なる者に課せらるゝものなれば殆んど企業に關係なかるべし。

その課率は、地價百分の三・七以内(北海道に在りては百分の二・六以内)とし、特殊の財政狀態に在る府縣は内務大臣の許可を得てこの制限を超過して課稅することを得るものとす。

家屋税

家屋税は家屋の収益に對して賦課する収益税にして、他の國稅収益税と同じく所得税の補完税たる地位に在

り。然れども沿革上家屋税に限り地方税として存すること前に述べたるが如し。

家屋税の課税物件は家屋にして、その課税標準額は原則として家屋の賃貸價格なりとす。その賃貸價格を課税標準とする原則は、大正十五年の税制整理に於て始めて確立せられたるものにして、その以前に在りては各地方の情況に應じ、地位、等級その他の適宜の賦課率を採用し居りたるもの也。從つて改正當時の過渡期に在りては仍ほ便宜の課税方法を認めたりしが昭和五年度以降は大體全國一般に賃貸價格を採用するに到りたるものとす。

家屋とは住家、倉庫、工場其他各種の建物を云ふ、但し左に掲ぐる家屋は課税せざることを得るものとす。

一、一時の使用に供する家屋

二、一定額以下の賃貸價格の低價格なる家屋

三、公益上其の他の事由に因り課税を不適當とする家屋

家屋の賃貸價格は、貸主が公課、修繕費その他家屋の維持に必要な経費を負擔する條件を以て家屋を賃貸する場合に於て、貸主の收得すべき金額（年額）を謂ふ。而してその金額は賦課期日の現状に於て算定すべきものとす。

家屋の賃貸價格は、家屋税調査委員會の調査に依り府縣知事之を決定するものとす。家屋税調査委員はその第一次調査委員を各市町村家屋税納稅義務者中より選舉し、第一次調査委員中より第二次調査委員を互選す。

第一次調査委員は市町村毎にその市町村内の家屋の賃貸價格を調査し、第二次調査委員は一郡又は數郡を一區域として更に之を調査するものとす。

賃貸價格に對する家屋税の課率は内務大藏兩大臣の許可を受けて府縣に於て之を定むるものとす。

營業税

營業税は國稅營業收益稅の免稅點以下なる營業者及營業收益稅を課せざる營業を爲す者に賦課する府縣稅とす。

營業收益稅を課せざる營業にして營業稅を課するもの左の如し。

運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋業。

營業稅の課稅標準は、營業純益又は收入金額（賣上、請負、報償金額の類を含む）、資本金額、營業用建物の賃貸價格若は從業者の數を標準とし、又は定額を以て賦課す。その營業收益稅法所定の營業に對する課稅額は同法の最低稅額未満たるべきものとす。

雜種稅

雜種稅の課稅物件は其の名の示す如く種々なるものを包含す。其の主なるもの左の如し。

船、車、水車、市場、電柱、金庫、牛馬、犬、狩獵、屠畜、不動產取得、漁業、遊藝師匠遊藝人相撲俳優

藝妓其の他之に類する者、演劇其の他の興行、遊興。

府縣は以上の課目中之を取捨して賦課することを得。仍ほ以上の課目以外のものに對しても内務大藏兩大臣の許可を得て賦課することを得るものとす。

船に對しては主なる碇繫場所在の府縣に於て其の所有者に賦課するものとす。

車に對しては主たる定置場所在の府縣に於て其の所有者に賦課す。

水車、電柱、金庫に對しては所在地府縣に於て所有者に賦課す。

市場に對しては所在地府縣に於て其の經營者に賦課す。

牛、馬、犬に對しては飼育地府縣に於て其の所有者に賦課す。

狩獵免許者にはその住所地府縣に於て雜種稅を課す。

屠畜に對しては屠殺地府縣に於て其の家畜の所有者に賦課す。
不動產を取得する者に對しては、その不動產所在の府縣に於て賦課するものとす、但し左に掲ぐる場合は賦課することを得ず。

一、相續に因る取得

二、法人合併に因る取得

三、信託財産を委託者より受託者に移す場合（但し受益者が委託者以外の者なるときは此限に在らず）

四、信託財産に付受益者又は歸屬権利者の取得

五、信託財産に付受託者更迭の場合に於ける新受託者の取得

演劇其の他の興行を爲す者には行爲地府縣に於て賦課す。

遊興を爲す者にも行爲地府縣に於て賦課す、但し遊興者一人當一回の消費、金額二圓未滿なるときは賦課せざるものとす。

戸數割

戸數割は市町村税として納稅義務者の資力を標準として賦課するものにして、その課稅標準は大體各個人の所得額及資産の狀況に依りて等級を定むるものなるを以て一種の所得稅に近きものとも見ることを得、但し純粹の所得稅に比してはその若干部分を各人の資產狀況等に依り斟酌するものにしてその沿革上稍人頭稅の如き影響も無きにしも非ず、而してその所得額中には企業所得をも包含すること恰も第三種所得と企業所得との關係に類すと雖、元來所謂人稅にして企業そのものに賦課するものに非ず。

第一章 附 加 稅

附加稅は國稅に對し府縣及市町村に於て附加するものと、府縣稅に對し市町村に於て附加するものとの二

とす。

以下既述の各國稅、府縣稅に對し、その附加稅を略説すべし。

仍ほ本編に於て府縣と稱するは特別の場合の外北海道を含む、從つて府縣知事とあるは北海道に在りては北海道廳長官とす。

市町村にして府縣費の全部又は一部の分賦を受くるものあり、この場合當該市町村はその分賦額を限り、府縣稅としての課稅を爲し得るものとす、以下各項に於ては一々之を細説せず。

所得稅附加稅

府縣は第一種所得稅及第三種所得稅に對してはその本稅百分の一、二十四以内の附加稅を課することを得、第二種所得稅に對しては附加稅を課することを得ず。

市町村は原則として所得稅附加稅を賦課するを得ず、その戸數割を施行し難き市町村に在りては内務大藏兩大臣の許可を得て百分の七以内を課することを得。

以上の附加稅に付、第一種所得稅額は第二種所得稅の控除を爲さざるものに依る。

仍ほ特定の場合に於ては内務大藏兩大臣の許可を得て以上の制限を超過したる賦課率に依ることを得るものとす。

地租附加稅

地租附加稅の制限左の如し。

府 縣

附加稅のみ課するとき

宅地租 百分の三十四 其他地租 百分の八十三

反別割のみ課するとき

一反歩に付 每地目平均金一圓

市町村（及びその他の公共團體）

附加稅のみ課するとき

宅地租 百分の二十八 其他地租 百分の六十六

反別割のみ課するとき

一反歩に付 每地目平均金一圓

以上附加稅と反別割とを併課する場合は、反別割の總額と附加稅額の合計が、附加稅の制限額以内たるべきものとす。

大臣の許可を受け制限外の賦課を爲し得ること所得稅附加稅に同じ。

營業收益稅附加稅

企業と租税

二二〇

營業収益税附加税の制限率左の如し。

府県 本税百分の四十一

市町村 同 百分の六十

前項の本税額は資本利子税の控除を爲さざるものに依り算定す。

營業収益税の附加税も亦所得税の附加税と同じく制限外の賦課を認むる場合あり。

取引所營業税附加税

取引所營業税に對しては左の制限以内の附加税を課する外、地方公共團體に於て取引所の業務に對し租税公課を課するを得ず。

府県 本税百分の十以内
市町村 本税百分の十以内

取引税に對してはその稅質上附加税を課することを得ざるものとす。

礦業税附加税

府縣（北海道共）市町村に於ては礦業税に對し各左の制限以内の附加税を課する外、礦業に對し又は礦夫、礦產物、礦區、其他直接礦業用の工作物、器具、機械を標準として課税するを得ざるものとす。

礦產税 百分の十

試掘礦區税

百分の三

採掘礦區税 百分の七

砂礫區税に對しては左記の附加税を課することを得。

府縣、市町村 各百分の十以内

附加税を許さざる國稅

資本利子税に對しては甲種、乙種共附加税を課することを得ざるものとす。

其他交通税、消費税に對してはその稅質上附加税を許さざる也。

府縣税の附加税

府縣税に對し、市町村に於て賦課すべき附加税の制限左の如し。

特別地稅附加税 本税百分の八十以内

家屋稅附加税 本税百分の五十以内

（但し右は戸數割を賦課する市町村に對する制限にして、戸數割を施行し難き町村に在りては別に制限を定む。）

營業稅附加税 本税百分の八十以内

雜種稅附加税 附加税の總額が本税總額の百分の八十九以内

以上府県税に對する附加税の制限率も、特別の必要ある場合には府県知事又は内務大臣の許可に依り制限外に賦課することを得るものとす。

特別都市計畫税

都市計畫法に依る都市計畫事業の費用に充つる爲め、府県、市町村は左の附加税を課することを得。

地租割 地租百分の十二半以内

營業収益税割 本税百分の二十二以内

營業税、雜種税、家屋税 各府縣稅十分の四以内

特別地稅

北海道及其の市町村 地價千分の四以内
府縣及其の市町村 地價千分の五以内

其の他の公共團體

市町村の外、普通水利組合、北海道土功組合、水害豫防組合等も地租附加税、反別割等を賦課することを得
その制限は大體市町村に準ず。

附 錄

○所得税法

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 第一條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキ

二 本法施行地ニ於テ公債、社債又ハ銀行預金ノ利子若ハ貸付信託ノ利益ノ支拂ヲ受クルトキ

三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處
分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲 法人ノ普通所得
乙 法人ノ超過所得
丙 法人ノ清算所得

第二種

甲 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

附 錄

乙 第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第三條ノ二 信託財産ニ付生スル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得稅ヲ賦課ス但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス貸付信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトハ受託者ヲ以テ受益者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ受託者カ本法其ノ他ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル者ナルトキト雖尙所得稅ヲ賦課ス

受託者法人ナル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ所得ハ之ヲ個人ノ所得ト看做ス
信託會社ノ所得計算ニ付テハ貸付信託ニ因ル收入及支出ハ其ノ總益金及總損金ヨリ之ヲ控除ス

第三條ノ三 本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ信託財產ノ運用方法ヲ預入又ハ貸付ノミニ限定シタルモノヲ謂フ

第四條 法人ノ普通所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ普通所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人力事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條 法人ノ普通所得カ當該事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス
第七條 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條 本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ普通所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條 (削除)

第十條 (削除)

第十一條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財產ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

第十四條 法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ法人合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込済金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十二條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三條 第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス
一 營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債、社債及預金ノ利子ハ前年中ノ收入金額
二 山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

三 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

四 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額（無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

五 傷給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニアラサルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

六 前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニキ支給ヲ受ケタルニアラサルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

非ナル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込済金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス

第一項第一號、第二號及第四號ノ所得ニ付テハ被相續人ノ所得ハ之ヲ相續人ノ所得ト看做シ第六號ノ所得ニ付テハ相續シタル資產又ハ營業ハ相續人カ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

第十五條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル所得總額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中勤勞所得（前條第一項第三號及第五號ノ所得）ニ付左ノ金額ヲ控除ス

一 所得總額六千圓以下ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ二

二 所得總額中勤勞所得以外ノ所得六千圓以上ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ一

三 所得總額六千圓ヲ超エ勤勞所得以外ノ所得六千圓未滿ナルトキハ勤勞所得中勤勞所得以外ノ所得ト合算シテ六千圓ニ達スル迄ノ金額ノ十分ノ二、其ノ他ノ金額ノ十分ノ一

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル所得金額三千圓以下ナルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ年三月

一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齢十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具發疾者一人ニ付百圓ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅義務者ノ一人又ハ數人ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニヨル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具發疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條ノ二 第三條ノ二第二項第三項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ所得ハ之ヲ受託者固有ノ所得ト區分シテ所得金額ヲ定ムニ以上ノ信託アル場合ニ於テハ尙各信託毎ニ之ヲ定ム

第十五條第二項、第十六條、第二十條第二項及第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ所得ニ付之ヲ適用セス

第十六條ノ三 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ年額二百圓ヲ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

第十七條 北海道府縣市町村其ノ他ノ命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス

第十八條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セス

一 軍人從軍中ノ俸給及手當

二 扶助料及傷病疾病者ノ慰給又ハ退職料

三 旅費、學資金及法定扶養料

四 郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

第二十條 第三種ノ所得ハ千二百圓ニ満タキハ所得税ヲ課セス第十五條、第十六條及第十六條ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲千二百圓ニ満タサルニ至リタルトキ亦同シ

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十一條 第一種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 普通所得

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人

百分ノ五

乙 超過所得

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人

百分ノ十

超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

普通所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ十

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ二十

丙 清算所得

清算所得金額ヲ左ノ如ク區分シ各税率ヲ適用ス

積立金又ハ本法其他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル所得ヨリ成ル金額

百分ノ五

其他ノ金額

百分ノ十

法人力各事業年度ニ於テ納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ第一種ノ所得ニ對スル所得税額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ第二種ノ所得ニ對スル所得税ハ第一種ノ所得計算上之ヲ損金ニ算入セス

前二項ノ規定ハ法人ノ清算所得ニ對スル所得税ニ付之ヲ準用ス

第二十一條ノ二 同族會社力各事業年度ニ於テ留保シタル金額中左ノ各號ノ一二該當スル金額アルトキハ政府ハ其ノ事業年度ノ普通所得ヲ年額ニ換算シタル金額中五萬圓以下ノ金額ニ百分ノ十、五萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ十五、十萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ二十、五十萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ二十五、百萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ三十ヲ乘シタル合計金額ノ普通所得年額ニ對スル割合ヲ求メ之ヲ税率トシテ左ノ各號ノ一二該當スル金額（各號共ニ該當スル場合ニハ其ノ多額ナル一方）ニ付適用シテ算出シタル稅額ヲ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スルコトヲ得

一 事業年度ノ普通所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

二 事業年度末ニ於ケル積立金額其ノ事業年度ノ普通所得中留保シタル金額ノ合計カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額但シ其ノ事業年度末ニ於ケル積立金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ控除ス

本法ニ於テ同族會社ト稱スルハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族使用人等特殊關係アル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ヲ謂フ

第二十二條 第二種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 公債ノ利子

其ノ他

信託會社カ其ノ引受ケタル貸付信託ノ信託財產ニ付納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得稅額ハ命令ノ定ム

當該貸付信託ノ利益ニ對スル所得稅額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ其ノ貸付信託ノ利益ニ之ヲ加算ス
第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ

モノヲ以テ其ノ税額トス

千二百圓以下ノ金額
百分ノ〇・八

千五百圓ヲ超ユル金額
百分ノ三

二千圓ヲ超ユル金額
百分ノ四

三千圓ヲ超ユル金額
百分ノ五

七千圓ヲ超ユル金額
百分ノ八

百分ノ九・五
一萬圓ヲ超ユル金額

一萬圓ヲ超ユル金額
百分ノ十三

三萬圓ヲ超ユル金額
百分ノ十五

五萬圓ヲ起ニル金額
百分ノ十七
七萬圓ヲ超ユル金額

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

二十萬圓ヲ超ユル金額
百分之一十三

五十萬圓ヲ超ユル金額
百分ノ二十五

百萬圓ヲ超ユル金額
二百萬圓ヲ超ニレ金額
百分ノ二十七
百分ノ三十

三百萬圓ヲ超ユル金額
百分ノ三十三

百分ノ三十六
四百萬圓ヲ超ユル金額

所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十四條 第一種ノ所得ニ付納稅義務アル者ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表、損益計算書又

計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ヘ第一種ノ所得ニ付所得稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其所得ナキ場合之ヲ準用ス

第十六條又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ

ヲ提出スヘシ

依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於

ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得
所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申
出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第二十七條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會
ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十八條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會
ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條 調査委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

調査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選舉スヘシ

第三十條 調査委員及補闕員ノ選舉區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル但
シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

第三十一條 選舉區域内ニ住居シ第三種ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付キ其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告
ヲ爲シ且其ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ選舉人名簿ニ登録セラレタル者ハ調査委員及補闕員ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ營業
闕員ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨済ヲ了ヘサル者

三 國稅滞納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第七十四條乃至七十六條又ハ營業収益稅法第二十八條乃至第三十條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者
其ノ年分ノ所得金額及純益金額ノ決定前選舉ヲ行フ場合ニ於テハ前年第三種ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付所得稅又ハ營業
收益稅ヲ納メタルコトヲ以テ其ノ年所得金額又ハ純益金額ノ決定ヲ受ケタルモノト看做ス

前二項ノ場合ニ於テ被相續人ノ爲シタル納稅又ハ申告ハ其ノ相續人ノ納稅又ハ申告ト看做ス

選舉人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 投票及開票ニ關スル事務ハ市區町村長又ハ戸長之ヲ擔任シ選舉會ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第三十二條第二項ノ町村組合ニ付テハ其ノ組合管理者ヲ町村長ト看做ス

第三十三條 稅務署長ハ調査委員及補闕員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十四條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選舉ニ付一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選舉人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

第三十五條 市區町村長又ハ戸長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第三十六條 稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十七條 投票、開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムヘシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取リ年齢同シキトキハ抽籤ヲ以

チ之ヲ定ム

調査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第三十九條 調査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ選舉人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

第四十條 調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十一條 調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年トス

選舉區域ノ變更ニヨリ其ノ區域内ニ於ケル第三種ノ所得ニ付其ノ年所得額ノ決定ヲ受ケタル者及個人ノ營業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受ケタル者ノ合計數ニ五分ノ一以上ノ増減ヲ來シタル場合ニ於テハ調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉區域ノ變更アリタル月ヲ以テ終了スルモノトス但シ其ノ選舉區域ノ變更ノ月カ一月又ハ二月ナルトキハ三月、四月乃至八月ナルトキハ九月、十二月ナルトキハ翌年三月ヲ以テ終了スルモノトス

第三十一條 第二項ノ規定ハ其ノ年分ノ所得金額及純益金額ノ決定前選舉區域ノ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十三條 調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選舉ヲ行フ

第四十四條 前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員ト爲リタル者ハ前任者ノ殘任期間 在任ス

選舉區域ノ變更ニ因リ新ニ選舉セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十五條 調査委員又ハ補闕員第三十一條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ第三種ノ所得ニ對スル所得稅若ハ

營業収益稅ノ何れニ付テモ納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉區域内ニ住居セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第四十六條 所得調査委員會ノ開會日數ハ三十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 所得調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十八條 所得調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第四十九條 所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十一條 五月三十一日迄ニ所得調査委員會ノ成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十六條ノ期間内又ハ五月三十一日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ調査未済ノ所得金額ヲ決定ス

第五十二條 政府ノ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第五十三條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得ス

第五十四條 調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ス

第五十五條 本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滞ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ

一 公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額

二 利子支拂期限及利率

三 償還ノ方法及期限

四 敷回ニ分チテ拂込ヲナサシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

第五十六條 第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歳費年金恩給退隠料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲナス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第一項又ハ前項ノ支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第五十七條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項又ハ第二項ノ支拂調書又ハ計算書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十八條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第五十九條 第二十六條、第五十一條若ハ第五十二條ノ規定ニ依リ第一種若ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキ又ハ第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ税額ヲ加算シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ本法施行地内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第六十條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額又ハ加算税額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第六十一條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十二條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十二條 各稅務監督局所轄内ニ所得審査委員會ヲ置ク

所得審査委員會ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 収稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二 稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人所得審査委員會、審査委員及其ノ補闕員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 調査委員ヨリ選舉セラレタル審査委員ニハ日當及旅費ヲ給ス

第六十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者第十四條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後相續、贈與又ハ營業相續ニ因リ所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六十五條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ查覈シ二分ノ一以上ヲ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十六條 納稅義務者第六十一條ノ決定又ハ前條ノ更計處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所得税ヲ徵收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得税ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得税ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サスシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移シタルトキハ直ニ所得税ヲ徵收スルコトヲ得

第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十月一日ヨリ三十一日限

第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六十八條 前條第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得税ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル税金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第六十九條 法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ對スル所得又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セラルル税金ヲ納付セスシテ
残餘財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第七十條 第六十四條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
外、住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅義務者ノ住所地以

第七十一條 第三種ノ所得ニ付二以上ノ税務署所轄内ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅義務者ノ住所地以

第七十二條 第三種ノ所得ニ對スル所得税ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得税ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第七十三條 納稅義務者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ他所得税ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシム
ル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第七十三條ノ二 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付所得税通脱ノ目的アリト認メラルモノアル場合ニ於テハ其行爲又ハ計算ニ拘ラス政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

第七十四條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ所得税ヲ通脱シタル者ハ其ノ通脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ税務署長ニ申出テタルモノハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得税ヲ通脱シタル者ノ所得金額ハ第二十六條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第七十五條 正當ノ事由ナクシテ第五十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支拂調書又ハ計算書ヲ提出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニヨリ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書又ハ計算書ニ付第五十六條第三項ノ規定ニ依ル

附 則

金額ヲ交付セス

第七十六條 所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得シタル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第七十八條 (省略)

第七十九條 (同)

第八十條 (同)

第八十二條 (同)

第八十三條 (同)

第八十四條 所得税法ハ當分ノ内小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

○所得税法ノ施行ニ關スル法律

第一條 所得税法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニハ之ヲ施行セス

第二條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得税法第三條第一種甲及乙並第二種乙ノ所得ニ付テハ所得税法ニ依ル所得税ヲ課セス

第三條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人カ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ所得税法施

行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人口所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルトキハ所得稅法第十二條ノ規定ヲ準用ス

第四條 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ臺灣又ハ樺太ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ニ付テハ所得稅法第十八條第六號ノ規定ヲ適用セス

第五條 臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法第三條第二種乙及第三種ノ所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス

第六條 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得ニシテ臺灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得稅ヲ課スルモノニ付テハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス

第七條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ免除ス

○所得稅法施行規則

第一條 法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ所得計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

第一條ノ二 法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ暦ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ満タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ所得稅法第二十一條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二條 所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅法施行地ニ於ケル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ所得稅法第二十一條ノ規定ニ依ル超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅法施行地ニ於ケル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資產價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三條 所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ基本タル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條 所得稅法第二十一條ノ規定ニ依リ清算所得中百分ノ五ノ税率ヲ適用スヘキ金額ハ解散當時ノ積立金（最後ノ事業年度ニ於テ留保シタル金額ヲ含ム）及清算期間中ニ生シタル所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル所得ニ相當スル金額ノ合計ニ依ル

前項ノ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル所得ニ相當スル金額ノ計算ニ付テハ所得稅法第四條ノ規定ヲ準用ス

第五條 所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ヲ年額ニ換算スル場合ニ於テハ普通所得ヲ十二倍シタルモノヲ當該事業年度ノ月數ヲ以テ除シ之ヲ計算ス

前項ノ月數ヲ計算ニ付テハ第一條ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第六條 所得稅法第二十一條第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ第一種ノ所得稅額ヨリ控除スヘキ第二種ノ所得稅額中公債又ハ社債ニ對スルモノハ其ノ公債又ハ社債ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セサリシ期間ノ利子額トニ按分シテ之ヲ計算ス

前項ノ公債又ハ社債ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スル第二種所得稅額ハ其ノ納付シタル第二種ノ所得稅額ヲ其ノ公債又ハ社債ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セサリシ期間ノ利子額トニ按分シテ之ヲ計算ス

第六條ノ二 所得稅法第二十一條第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ第一種ノ所得稅額ヨリ第二種ノ所得稅額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ所得稅法二十四條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘン

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ第二種ノ所得ノ種類別ニ其ノ利子又ハ利益、納付シタル稅額及控除ヲ受クヘキ稅額ニ關

スル明細書ヲ提出スヘシ

第六條ノ三 所得税法第二十二条第二項ノ規定ニ依リ貸付信託ノ利益ニ對スル所得税額ヨリ控除スヘキ第二種ノ所得税額ハ信託會社ニ於テ貸付信託ノ利益ニ對スル所得税徵收ノ際之ヲ控除スヘシ

第六條ノ四 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者又ハ前條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル信託會社ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第七條 所得税法第十四条ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗飼種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條 第三種ノ所得ノ申告、調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ所得額ヲ算出シ之ヲ爲スヘシ
所得税法第十四条第一項第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一項第五號ノ規定ニ依リ所得ヨリ之ヲ差引キテ計算ス

第八條ノ二 所得税法第十五號第二項ノ場合ニ於テ所得ヨリ控除スヘキ金額ハ各納稅義務者ノ勤勞所得ニ按分シテ之ヲ計算ス

第九條 所得税法第十六条ノ不具發疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者其ノ他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第九條ノ二 所得税法第十六条第二項ノ場合ニ於テ所得ヨリ控除スヘキ金額ハ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ各其ノ控除額ヲ定ム但シ其ノ申請額ノ合計カ控除スヘキ金額ヲ超過スルトキ若ハ之ニ達セサルトキ又ハ其ノ申請額不明ナルトキハ稅務署長ニ於テ各其ノ控除額ヲ定ム

第十條 所得税法第十六条ノ規定ニ依ル控除ノ申請書ニハ年齢十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具發疾者ノ氏名、生年月日、職業、申請者トノ續柄、不具發疾ノ事實及控除金額ヲ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

其ノ年三月十六日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者所得税法第十六条ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケム
トスルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スヘシ

所得税法第十六条第二項ノ場合ニ於テハ前二項ノ申請書ハ所得ヲ有スル者ノ一人ヨリ之ヲ提出スルヲ以テ足ル

第十一條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ對シ戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ醫師ノ診斷書其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十一條ノ二 所得税法第十六条ノ三ノ規定ニ依リ第三種ノ所得ヨリ控除スヘキ保險料ハ前年中ニ拂込ミタル金額ニ依リ之ヲ計算シ所得税法第十四条乃至第十六条ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ之ヲ控除ス

同一ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第十一條ノ三 所得税法第十六条ノ三ノ規定ニ依ル控除ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ
一 保険者ノ住所及名稱

二 保険ノ種類

三 保険金額

四 保險金受取人ノ住所、氏名及保險契約者トノ續柄

五 前年中ニ拂込ミタル保險料金額

其ノ年三月十六日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者所得税法第十六条ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スヘシ

第十一條ノ四 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ對シ保險料領收證書其ノ他必要ナル書類ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第十二條 左ニ掲クル公共團體ニハ所得税法第十七条ノ規定ニ依リ所得税ヲ課セス

- 一 府県組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區及部、北海道地方費、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜產組合、畜產組合聯合會、農會、商工會議所其ノ他此等ノ公共團體ニ準スヘキモノ
- 二 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ
- 第十三條 左ニ掲クル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス
- 一 金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金
- 二 鐵ノ條、竿、T形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管ヲ除ク）
- 三 銅ノ合金ノ條、竿、板及管
- 四 汽罐、原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル製鍊ノ機械
- 五 磷、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロル酸カリ及グリセリン
- 六 製紙用バルブ
- 七 板硝子
- 八 コンデンスドミルク
- 九 絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物產ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十四條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付所得稅ノ免除期間ノ殘存セルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十五條 所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ムトスル者ハ同法第二十四條又ハ第二十五條ノ申告ト同時ニ

- 其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其他ノ所得トヲ有スルトキハ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ
- 第十六條 法人ノ各事業年度ノ所得ハ毎事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日内又ハ清算着手ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
- 第十七條 解散シタル法人ノ清算所得ハ殘餘財產確定シタルトキ其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添附シ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ残餘財產ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ其ノ分配スヘキ殘餘財產確定ノ都度之ヲ申告スヘシ
- 第十八條 合併ニ因リテ消滅シタル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
- 第十九條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類、金額、所得ノ基本タル資產營業ノ所在地、所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ
- 所得稅法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ同居者ノ所得金額ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スヘシ但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ附記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス
- 第二十條 所得稅法第五十六條第一項ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ
- 一 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニシテ前年三月一日ヨリ十二月末迄ノ分ニ付テハ毎年一月末日限、其ノ年一月一日ヨリ二月末日迄ノ分ニ付テハ毎年三月十五日限
- 二 法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ毎年三月十五日限

三 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニシテ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受クル者ノ分ニ付テハ毎年一月末日限、其ノ他ノ者ノ分ニ付テハ毎年三月十五日限

第二十一條 前條ノ支拂調書ニハ左ノ各號ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル者ノ住所又ハ居所、氏名及各人別支拂金額ヲ記載スヘシ

一 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額及支拂金額ノ確定シタル月日

二 法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ其ノ支拂金額、支拂金額ノ確定シタル月日及其ノ支拂ヲ受クル者ノ拂込金額別株式數、出資金額、基金其ノ他支拂金額計算ノ基礎但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日ニ至ル期間ノ支拂金額、支拂月日、其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ拂込金額別株式數其ノ他支拂金額計算ノ基礎

三 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニシテ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受クル者ノ分ニ付テハ前年中ノ支拂金額及其ノ金額計算ノ基礎、其ノ他ノ者ノ分ニ付テハ其ノ年分ノ支拂及其ノ金額計算ノ基礎

第二十二條 第二十條第三號ノ規定ニ依リ其ノ年一月末日迄ニ提出シタル支拂調書ニ記載セラレタル者ニシテ其ノ支給ヲ受ケサルニ至リタルモノ又ハ住所氏名ニ異動ヲ生シタルモノニ付テハ三月十五日迄ニ異動調書ヲ提出スヘシ

第二十二條ノ二 信託ノ受託者ハ左ノ期限ニ從ヒ各信託ノ計算書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ貸付信託ニシテ受益者個人ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 信託會社ニ在リテハ毎事業年度終了後二十日限

二 信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ毎年三月十五日限

第二十二條ノ三 前條ノ計算書ニハ各信託ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 委託者及受益者ノ住所及氏名

二 信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ毎年三月十五日限

三 前各號ニ掲タルモノノ外信託行為ノ内容ニ關スル事項

第二十三條 第二十條、第二十二條又ハ第二十二條ノ二ニ規定スル調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ左ノ金額ヲ交付ス

一 第二十條又ハ第二十二條ニ規定スル調書ニ付テハ記載事項一件一人毎ニ五厘

二 第二十二條ノ二ニ規定スル計算書ニ付テハ一信託毎ニ三錢

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ調書又ハ計算書提出後三十日以内ニ請求書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二十四條 所得稅法第二十八條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調查委員會ヲ置クヘキ市ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第二十五條 調查委員ノ定數ハ七人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得

第二十六條 所得稅法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第二十七條 稅務署長ハ選舉期日前三十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人名簿正副二通ヲ調製シ副本ヲ市區町村長又

ヘ戸長ニ送付スヘシ

市區町村長又ハ戸長ハ選舉期日前二十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ五日間市區役所、町村役場又ハ戸長役場ニ於テ選舉人名簿

ノ副本ヲ關係者ノ縦覽ニ供スヘシ

關係者選舉人名簿ノ副本ニ付異議アルトキハ縦覽期間内ニ之ヲ稅務署長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅務署長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ稅務署長ハ正本ヲ修正シ名簿確定期日前市區町村長又

ヘ戸長ヲシテ其ノ副本ヲ修正セシムヘシ

選舉人名簿ハ選舉期日ノ前日ヲ以テ確定ス

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニ於ケル選舉人名簿ニ付テハ大藏大臣ハ第一項乃至第四項ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 市區町村長又ハ戸長ハ投票區内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ一人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第二十九條 投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ市區町村長又ハ戸長之ヲ決定スヘシ

第三十條 市區町村長又ハ戸長ハ投票ノ有效無効ヲ區別シ調査委員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第三十一條 投票ノ調査終リタルトキハ市區町村長又ハ戸長ハ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

一 投票及開票ノ日時及場所

二 投票及開票ノ立會人ノ住所及氏名

三 投票人及投票ノ總數並有效投票及無效投票ノ數

四 投票ヲ無効ト決定シタル事由

五 被選舉人ノ氏名及其ノ得票數

第三十二條 選舉會ハ豫メ稅務署長ノ公示シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開ク

第三十三條 稅務署長ハ選舉區内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會ハシムヘシ

第三十四條 所得調査委員會ノ開會日數ハ各所得調査委員會ノ區域内ニ於ケル前年第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納メタル者

及所得稅ヲ納メシテ個人ノ營業ニ付營業收益稅ヲ納メタル者ノ合計數ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ

三千人以上ナルトキ

三十日以内
千人以上ナルトキ
二十五日以内
二十日以内

五百人以上ナルトキ
十五日以内
五百人未滿ナルトキ
十日以内

第三十五條 所得調査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第三十六條 所得調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

第三十七條 稅務署長所得稅法第二十六條、第五十一條、第五十二條若ハ第七十四條第二項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキ又ハ所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ稅額ヲ加算シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十八條 所得稅法第五十九條第二項ノ公告ハ納稅義務者ノ氏名及所得金額ヲ官報ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ

第三十九條 所得稅法第六十條第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ所得金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第四十條 審査委員及其ノ補闕員ノ選舉事務ハ稅務監督局長之ヲ執行ス

第四十一條 審査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選舉スヘシ

補闕員ハ稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員之ヲ互選ス

第四十二條 稅務監督局長ハ審査委員及補闕員ノ選舉期日、投票時間及投票場所ヲ定メ之ヲ調査委員ニ通知シ同時ニ投票用紙ヲ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通知ニハ之ヲ受クヘキ調査委員ノ屬スル府縣又ハ北海道ニ於ケル調査委員ノ氏名表ヲ添附スヘシ

第四十三條 審査委員及補闕員ノ各選舉ニ付一人一票ニ限ル

投票ハ審査委員及補闕員ノ各選舉ニ至リ被選舉人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ但シ相當ノ事由ニ因リ自ラ投票所ニ至ルコト能ハサルトキハ郵便ニ依リ投票スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ投票時間後到著シタル投票ハ無効トス

第四十四條 稅務監督局長ハ調査委員中ヨリ一人ノ立會人ヲ選仕シ投票及開票ニ立會ハシムヘン

第四十五條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 審査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第四十七條 審査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務監督局長ハ當選人ニ當選ノ通知ヲ爲シ且其ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十八條 審査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十九條 審査委員及補闕員ハ稅務監督局所轄内ニ於ケル調査委員全部ノ改選アリタルトキ之ヲ改選ス

第五十條 調査委員ヨリ選舉セラレタル審査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ補闕員ヲ以テ之ヲ補充ス但シ北海道ニ在リテハ補闕員中投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ闕員ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ審査委員ノ補闕選舉ヲ行フ

第五十一條 審査委員又ハ補闕員ニシテ調査委員タルノ資格ナキニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十二條 所得審査委員會ハ稅務監督局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第五十三條 所得審査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

第五十四條 所得審査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

第五十五條 所得審査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル審査委員中年齢多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第五十六條 審査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十七條 稅務監督局長又ハ其ノ代理官ハ所得審査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十八條 所得審査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務監督局長ニ通知スヘシ

第五十九條 稅務監督局長所得稅法第六十一條ノ規定ニ依リ所得金額又ハ加算稅額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十條 紳稅義務者所得稅法第六十四條ノ規定ニ依リ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ同時ニ所得稅法第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ申請スルコトヲ得

第十條及第十一條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第六十一條 所得稅法第六十四條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ稅務署長ニ於テ所得額二分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第六十二條 稅務署長所得稅法第六十五條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ更訂シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十三條 所得稅額ノ決定後同居者ニ異動アルモ所得稅法第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第二項及第二十

三條第二項ノ規定ノ適用ニ依リテ生シタル效果ハ之ヲ變更セス

第六十四條 所得稅ヲ課セサル法人無記名ノ公債又ハ社債ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ其ノ名稱、額面金額、記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スヘシ

第六十五條 第二種ノ所得ニ付其ノ金額ノ支拂者所得稅ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添へ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ拂込ムヘシ第二種乙ノ所得ニ付テハ尙其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ各人別明細書ヲ添附スヘシ

第六十六條 所得稅法第七十二條第二項ノ規定ニ依リ納稅地ヲ定メタルトキハ之ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ申告ナキトキハ稅務署長其ノ納稅地ヲ指定ス

第六十七條 第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アル者居所地ニ於テ所得稅ヲ納メムトスルトキハ其ノ旨居所地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第六十八條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ於テ生スル所得ヲ有スルトキハ其ノ所得ノ生スル地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

第六十九條 納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十條 納稅義務者所得稅法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスル時ハ其ノ旨納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十一條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十二條ノ二 臺灣又ハ樺太ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第二種乙ノ所得ニ付テハ大正九年法律第十二號第五條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有スル個人又ハ所得稅法施行地ニ住所若ハ一年以上居所ヲ有セシテ臺灣又ハ樺太ニ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第三種ノ所得ニ付テハ左ニ掲タル場合ヲ除クノ外大正九年法律第十二號第五條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

一 所得稅法施行地ニ住所ヲ有スル者所得金額決定後臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ移轉シタルトキ

二 臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有スル者臺灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依ル所得金額決定前所得稅法施行地ニ住所ヲ移轉シタルトキ

三 所得稅法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ住所又ハ居所ニ付前二項ニ準スヘキ事由ノ生シタルトキ

第七十二條 大正九年法律第十二號第七條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ當該製造業ニ付定メラレタル所得稅ノ免除期間ニ依ル

第十四條 規定ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付之ヲ準用ス

第七十三條 大正九年法律第十二號第七條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其

○營業收益稅法

ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

第十五條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス

- 第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス
- 第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲タル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス
- 一 物品販賣業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム）
- 二 銀行業
- 三 無盡業
- 四 金錢貸付業
- 五 物品貸付業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム）
- 六 製造業（瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム）
- 七 運送業（運送取扱ヲ含ム）
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 一〇 印刷業
- 一一 出版業
- 一二 寫真業
- 一三 席貸業

一四 旅人宿業（下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マス）

一五 料理店業

一六 周旋業

一七 代理業

一八 仲立業

一九 問屋業

第三條 營業収益税ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

第四條 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法入力事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付營業収益税ヲ納ムル義務アルモノトス

第六條 個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依ル
ニ非サル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス

相續シタル營業ニ付テハ相續人力引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス
資本利子税ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セス

第七條 左ニ掲タル營業ノ純益ニハ營業収益税ヲ課セス

一 政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌

二 度量衡ノ製作、修復又ハ販賣

三 自己ノ採掘シ又ハ採取シタル鑛物ノ販賣

四 新聞紙法ニ依ル出版

五 本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業

六 法人ノ漁業又ハ演劇興業

七 個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林產物、畜產物若クハ水產物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク

第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業収益税ヲ免除ス

第九條 個人ノ純益金額四百圓ニ満タサルトキハ營業収益税ヲ課セス

第十條 營業収益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人

百分ノ三・六

個人

百分ノ二・八

法入力各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業収益税額ヨリ之ヲ控除ス

個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業収益税額ヨリ之ヲ控除ス

前二項ノ場合ニ於テ控除スヘキ地租又ハ資本利子税ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要経費ニ算入セス

第十一條 納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依ル純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十二條 納稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三條 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ純益金額ハ所得稅法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ

於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得
所得調査委員會閉會後個人ノ營業ニ付納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ純益金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキヘ前二
項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

第十四條 稅務署長ハ毎年個人ノ營業ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ純益金額ヲ調査シ其調査書ヲ所得調査委員會ニ送付
スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 所得稅法第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

第十六條 第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十七條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日
以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セバ

第十八條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 個人ノ營業ニ付納稅義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ政府ニ純益金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコト
ヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

純益金額決定後營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第二十條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ查覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第二十一條 納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 法人ノ營業収益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

個人ノ營業収益稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第二十三條 第十九條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第二十四條 個人ノ營業収益稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ主タル營業場ノ所在地ヲ以テ納稅地トス但シ第三

種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル者ニ在リテハ所得稅ノ納稅地ヲ以テ營業収益稅ノ納稅地トス

第二十五條 収稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

第二十六條 政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ營業収益稅ニ關スル事項ヲ諸問スルコトヲ得

前項ノ諸問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スヘシ

第二十七條 所得稅法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ妨ケ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ營業収益稅ヲ逋脱シタル者ハ其逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料
ニ處ス但自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業ニ付營業収益稅ヲ逋脱シタル者ノ純益金額ハ第十三條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之
ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第三十條 營業収益稅ノ調査又ハ審査又ハ審査ノ事務ニ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得シタル秘密ヲ正當ノ事
由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 本法ヲ犯シタルモノニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八
條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罪ヲ犯シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ
日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ屬スル期間ノ純益ヲ控除ス

○營業収益稅法施行規則

第一條 法人ノ純益ハ營業収益稅ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ之ヲ計算ス

法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ純益計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

第二條 營業収益稅法第十條第二項ノ規定ニヨリ營業収益稅額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子稅額ハ營業収益稅ヲ課スヘキ營業ノ用ニ供スル土地又ハ資本ノ利子ニ付納付シタルモノニ限ル但シ貸付タル土地ニ對スル地租額ノ控除ハ其ノ土地ニ付生シタル純益ノ總額ニ百分ノ三・六ヲ乘シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ營業収益稅ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地又ハ資本ノ利子アルトキハ其ノ地租總額又ハ資本利子稅總額ヲ營業収益稅ヲ課スヘキ營業ニ屬スル收入金額ト其ノ他ノ營業ニ屬スル收入金額トニ按分シテ控除額ヲ計算ス但シ收入金額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ資產價額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニヨリ之ヲ計算スルコトヲ得

第三條 營業収益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業収益稅額ヨリ控除スヘキ資本利子稅額中公債、社債又ハ產業債券ニ對スルモノハ其ノ公債、社債又ハ產業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スルモノニ限ル

前項ノ公債社債、又ハ產業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スル資本利子額ハ其ノ納付シタル資本利子稅額ヲ其ノ公債

社債又ハ產業債券ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セサリヲ期間ノ利子額トニ按分シテ之ヲ計算ス

第四條 營業収益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業収益稅額ヨリ地租額又ハ資本利子稅額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ營業収益稅法第十一條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ地目別又ハ資本利子ノ種類別ニ其ノ地價又ハ利子、納付シタル稅額及控除ヲ受クヘキ稅額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第五條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ申請ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ提示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第六條 個人ノ純益ハ營業収益稅ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第七條 營業収益稅法第六條第一項ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ仕入品ノ原價原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ營業ニ係ル公課、雇入ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條 營業収益稅法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業収益稅額ヨリ控除スヘキ地租額ハ其ノ營業用ノ土地ニシテ家事ニ關聯セサルモノニ付納付シタルモノニ限ル

前項ノ地租額ハ前年中ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス但シ營業収益稅法第六條第一項但書ノ場合ニ於テハ其ノ年ノ豫算ニ依ル

第九條 營業収益稅法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業収益稅額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ營業収益稅法第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ番號、種目、地價及地租額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第十條 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ營業収益稅法第八條ノ規定ニ依リ營業収益稅ヲ免除ス

一 金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二 鐵ノ條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)

三 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四 汽罐、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五 磷、曹達灰、苛性曹達、石灰素、磷酸アムモニウム、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸カリ及グリセリン
六 製紙用バルブ

七 板硝子

八 コンデンスドミルク

九 紬、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物産ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十一條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付營業収益稅ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十二條 营業収益稅法第八條ノ規定ニ依リ營業収益稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第十一條又ハ第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ個人ノ營業ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第十三條 法人ノ純益金額ハ毎事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日内又ハ清算着手ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ所得稅法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十四條 個人ノ營業ニ付納稅義務アル者ハ營業ノ種類、營業場所在地、純益金額及純益算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十五條 稅務署長ハ所轄内ニ事務所ヲ有スル同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ其ノ團體ニ屬スル各營業者ノ純益金額ノ見込額又ハ順位ヲ諸問スルコトヲ得

前項ノ諸問ヲ受ケタル團體ハ諸問事項ニ對スル調書ヲ作製シ稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十六條 稅務署長營業収益稅法第十三條、第十五條又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十七條 稽查ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ純益金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第十八條 所得稅法施行規則第五十六條ノ規定ハ純益金額ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第十九條 稅務監督局長營業収益稅法第十八條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十條 稽查ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求力手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ稅務署長ニ於テ純益金額二分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第二十一條 稽查ノ請求アリタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十二條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ營業場ヲ有スルトキハ其ノ營業場所在地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

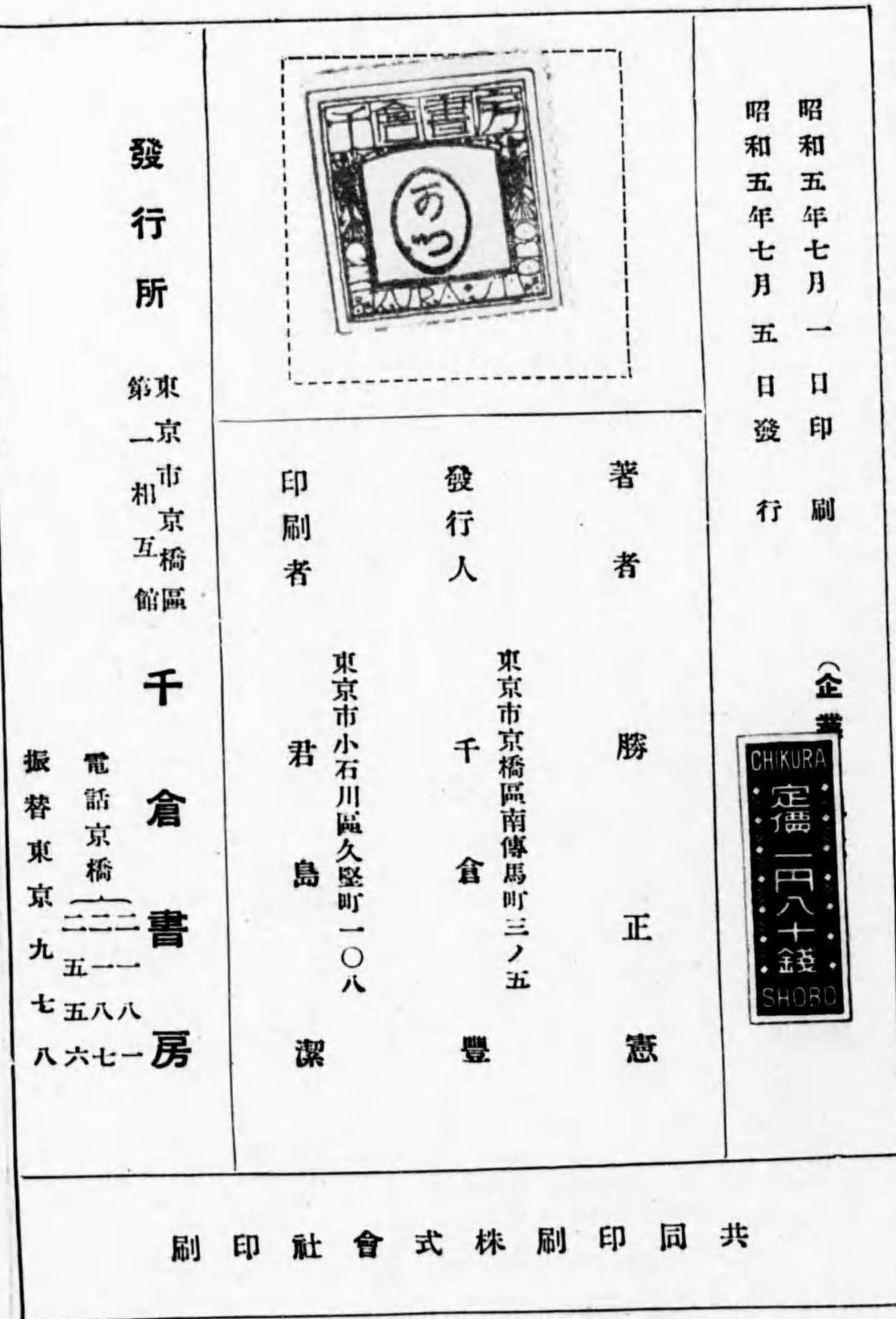
第二十三條 納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

二十四條 収稅官吏營業収益稅法第二十五條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帶スヘシ

附 則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ營業収益稅額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子稅額ハ當該事業年度ノ總日數ニ對スル大正十六年ニ屬スル日數ノ割合ヲ其ノ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ニ乗シ之ヲ計算ス

企業と租税 終



東京商科大學教授
法學博士

神戶商業大學教授
上田貞次郎

灘谷善一 責任編輯 一冊一圓五十錢

『商學全集』總內容

- (1) 東商大助教授 増地庸治郎 商業通論
(2) 慶應大教授 向井 鹿松 經營經濟學總論
(3) 神商大助教授 平井泰太郎 經營學通論
(4) 大商大教授 村本 福松 經營學原論
(5) 東商大法博 上田貞次郎 商工經營
(6) 東商大助教授 增地庸治郎 企業形態論
(7) 小島 精一 企業統制論
- (8) 大商大教授 松崎 壽企業金融論
(9) 小島 精一 產業合理化論
(10) 東商大教授 中西 寅雄景氣論
(11) 東商大教授 緒方 清商業組織論
(12) 神商大助教授 福田敬太郎 市場論
(13) 商工省取引課 藤田國之助 取引所論
(14) 早大教授 小林 行昌賣買論

- (16) 名高商教授 國松 豐工場經營論
(17) 满鐵金子利八郎 事務管理論
(18) 神商大助教授 田中 金司 銀行經營論
(19) 神商大助教授 增井 光藏 國際金融論
(20) 東商大內藤 廣章 信託經營論
(21) 東商大內池廉吉(交涉) 倉庫經營論
(22) 簡易保險局統計課 佐藤本幸太郎 生命保險論
(23) 神商大教授 增井 幸雄 海上保險論
(24) 東商大教授 堀 亮平 記運論
(25) 慶應大教授 原口 藩簿記
(26) 東商大教授 堀 光龜 海上保險論
(27) 神商大教授 原口 藩簿記
(28) 東商大商博 下野直太郎 會計學
(29) 東商大教授 吉田 良三 工業會計
(30) 慶應大教授 三邊 金藏 會計監查
(31) 大藏省參與官勝 正憲企業と租稅
(32) 東商大教授 小林 新經營學
(33) 早大教授 上野 陽一 產業能率論
(34) 經濟博研究室佐々木道雄 事業心理學
(35) 日本商業研究所長坂口武之助 商品告白論
(36) 萬年社取締役 中川 靜廣 世界經濟地理學
(37) 立大講師佐藤弘 世界經濟地理學
(38) 東商大助教授 佐藤弘 世界經濟地理學

(1) 錄 書 房 千

著者	書名	定価	送料
高田保馬著	價格と獨占	二・三〇	・二
勝正憲著	稅の話(十一版)	一・五〇	・八
那須皓著	日本農業論(再版)	二・五〇	・六
高橋龜吉著	資本主義頽廢の諸相	二・二〇	・二
美濃部達吉著	行政裁判法	二・八〇	・八
小泉信三著	マルクシズムとボルシエギズム(再版)	二・三〇	・二
小島精一著	日本金融資本論(再版)	二・五〇	・二
高橋龜吉著	實用經濟學(五版)	一・五〇	・八
平林初之輔著	談話室(四版)	一・八〇	・八
井上準之助著	國民經濟の立直しと金解禁(二百版)	一・三〇	・四
河合榮治郎著	文學理論の諸問題	一・八〇	・二
清澤利著	英國勞働黨のイデオロギー	一・八〇	・二
	轉換期の日本(五版)	一・八〇	・二

(2) 錄 書 房 千

著者	書名	定価	送料
東京日日課編著	常識百話(五版)	一・五〇	・〇八
白柳秀湖著	日本經濟革命史(五版)	一・八〇	・一〇
小島昌太郎著	海運經濟要論	二・五〇	・一二
水上鐵治郎著	英國の勞働組合	一・五〇	・〇四
小島精一著	產業合理化(再版)	一・五〇	・一八
向井鹿松著	英國の勞働組合	一・五〇	・一八
上野陽一著	產業能率論	一・五〇	・一八
白柳秀湖著	經濟經濟學總論	一・五〇	・一八
松永安左衛門著	產業改造への途(七十版)	一・五〇	・一〇
高橋龜吉著	「經濟國難來」(五版)	一・五〇	・一〇
平林初之輔著	近世社會思想講話	一・五〇	・一〇
調査部編著	新報部編著	一・八〇	・一〇
永井亨著	社會的話(五版)	一・五〇	・一〇

(3) 錄 目 書 房 倉 千

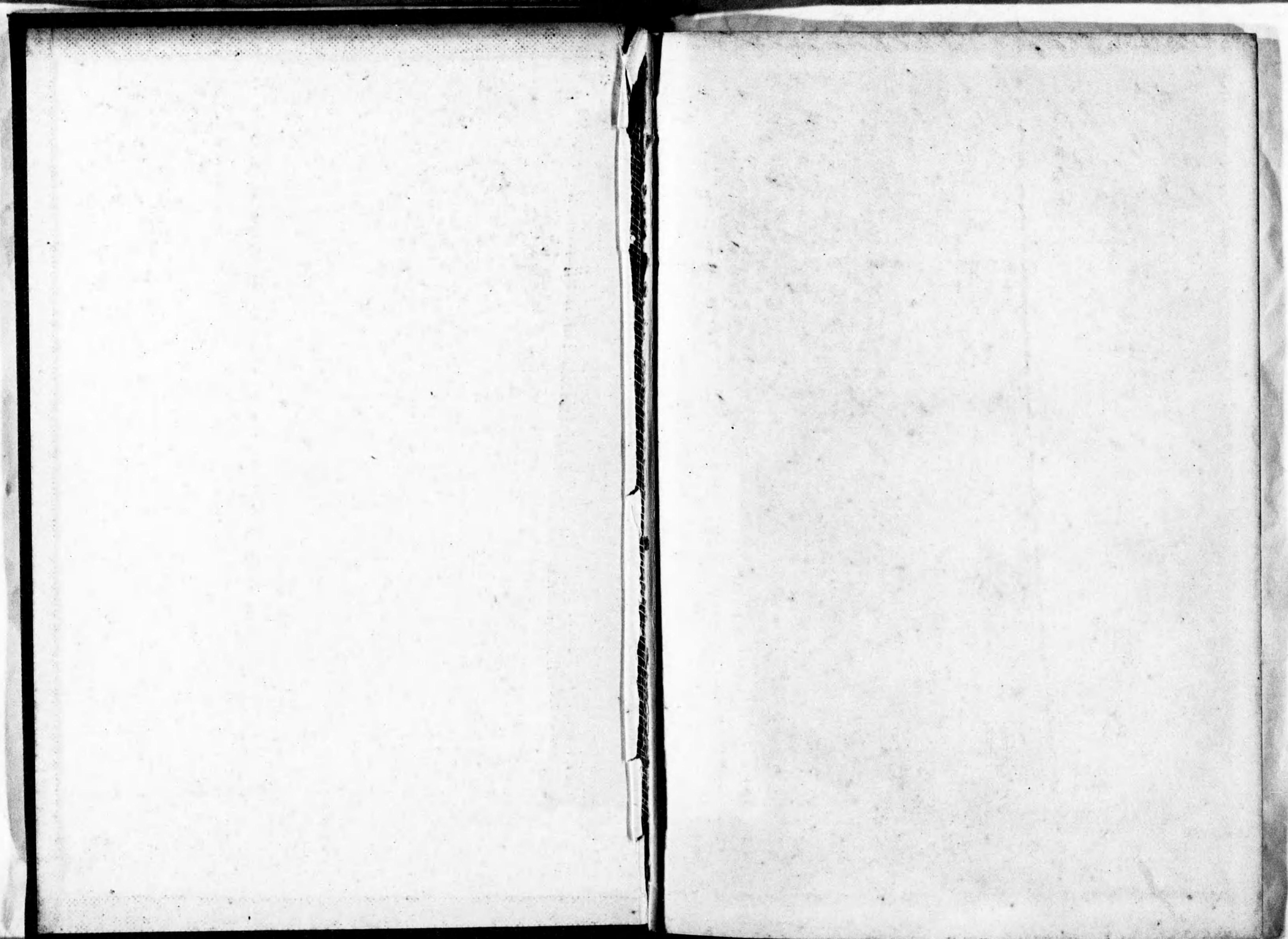
著者	書名	一定價	一通	料
中川 静著	廣告論	一・五〇	・一八	
山川 均著	社會主義の話(六版)	一・五〇	・一〇	
白柳 秀湖著	親分子分(侠客編)(七版)	一・五〇	・一〇	
大崎 厚夫著	世界を動かす十二傑(五版)	一・五〇	・一〇	
勝 正憲著	所得稅の話(七版)	一・六〇	・一〇	
藤山 雷太著	能率増進時代(五版)	一・五〇	・一〇	
福田 敬太郎著	世界を動かす十二傑(五版)	一・六〇	・一〇	
土田 杏村著	支那場	一・五〇	・一八	
政經研究會編	市論	一・五〇	・一〇	
增地庸治郎著	鮮遊記	一・三〇	・〇四	
小島精一著	文明は何處へ行く(五版)	一・五〇	・一〇	
土田杏村著	企業形態論	一・五〇	・一八	
政經研究會編	各政黨の主張(三十版)	一・五〇	・一〇	
小島精一著	世界經濟と合理化運動(五版)	一・五〇	・一〇	
土田杏村著	世界經濟と合理化運動(五版)	一・五〇	・一〇	

(4) 錄 目 書 房 倉 千

著者	書名	一定價	一通	料
白柳秀湖著	親分子分(浪人編)(七版)	一・五〇	・一〇	
小林行昌著	賣	一・五〇	・一〇	
石濱知行著	アメリカ資本主義發達史(四版)	一・七〇	・一二	
小林行昌著	關稅と物價	二・五〇	・一八	
小島精一著	農林法規集	五・〇〇	・二四	
神長倉眞民著	企業統制論	一・五〇	・一八	
小島精一著	世界巡禮記(五版)	一・五〇	・一〇	
報知新聞調査部編	ナシセンス・ジャパン(五版)	一・五〇	・一〇	
長野朗著	支那の眞相(五版)	一・五〇	・一〇	
武野藤介著	文士の側面裏面(五版)	一・五〇	・一〇	
上野陽一著	能率祕話(十二版)	一・五〇	・一〇	
細田民樹著	經濟國難打開の途(五版)	一・五〇	・一〇	
中外商業經濟部編	黒の死刑女囚	一・五〇	・一〇	

(5) 錄 目 書 図 房 書 倉 千

著者	藤本 幸太郎著	坂井 光龜著	坂井 正憲著	勝海	藤本 幸太郎著	坂井 光龜著	坂井 正憲著	勝海	著者
書名	上保険論	企業と租税論	企業と租税論	上保険論	英國労働黨の組織・沿革・政策	英國労働黨の組織・沿革・政策	英國労働黨の組織・沿革・政策	英國労働黨の組織・沿革・政策	書名
一定價	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一	一	一	一	一定價
送料	・一八	・一八	・一八	・一八	近刊	近刊	近刊	近刊	送料
上野 陽一著	家庭經濟の祕訣	經營學通論	經營學通論	家庭經濟の祕訣	報知新聞經濟部編	坂真琴著	坂井悌著	坂井悌著	上野 陽一著
近刊	近刊	近刊	近刊	近刊	平井 泰太郎著	國	國	國	近刊



終